

公 告

尾道市立市民病院（以下「市民病院」という。）照明機器更新業務委託について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び尾道市契約規則（昭和39年規則第28号。以下「規則」という。）第26条の規定により次のとおり公告する。

令和8年9月25日

尾道市病院事業管理者 突 沖 満 則

1 入札対象業務委託

- (1) 件名 尾道市立市民病院照明機器更新業務委託
- (2) 場所 尾道市新高山三丁目1170番地177
- (3) 業務概要 尾道市立市民病院照明機器更新業務委託仕様書及び尾道市立市民病院照明器具更新特記仕様書により、市民病院本館3～6階及びOP3室外に係る既存照明器具を以下の要領でLED照明器具に交換する。
 - ア 納入仕様書提出（市民病院が提供する施設図面及びLED照明器具一覧等の資料を参考にし、寸法、照度、光色、数量等の仕様に問題がないか予め確認を行う。）
 - イ 交換作業（既存照明器具をLED照明器具に交換する。）
 - ウ 産業廃棄物運搬、処分等
- (4) 委託期間 契約日から令和9年3月31日まで

2 入札・開札

- (1) 入札開札日時 令和8年10月14日（水） 午前10時から
- (2) 入札開札場所 尾道市立市民病院 応接室（本館2階）

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 入札に参加する者に必要な資格に係るすべての要件は、特別の定めがある場合を除き、開札日において満たしていなければならない。
- (2) 入札に参加する者は、次の要件をすべて満たしていなければならない。
 - ア この公告の日から開札日までの間のいずれかの日において、尾道市の指名除外措置を受けていないこと。
 - イ この公告の日から開札日までの間のいずれかの日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けていないこと。

- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者である場合にあっては、手続開始の決定がされていること。
- エ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定による入札参加制限を受けていないこと。
- オ 尾道市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 21 年 9 月 1 日施行）別表第 1 の 1 から 5 までのいずれにも該当しないこと。
- (3) 令和 7～9 年度物品購入等競争入札参加者名簿に登録されている者で、次の各項目に掲げる条件を全て満たしていること。
 - ア 尾道市内に本店又は支店の住所が登載されていること。
 - イ 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者が在籍し、選任できること。
 - (ア) 建設業法（昭和 24 年法律 100 号）における一級又は二級電気工事施工管理技士の資格を有する者
 - (イ) 電気工事士法（昭和 35 年法律 139 号）における第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者。ただし、第二種電気工事士の適用範囲は一般電気工作物に限る。
- (4) 当該業務の入札に参加しようとする者の相互間に、資本関係又は人的関係があると認められないこと。

4 入札保証金 免除する。

5 前払金 前金払いは行わない。

6 入札方法等

- (1) 電報又は郵送による入札は、認めない。書面による入札のみとする。
- (2) 入札の回数は 2 回を限度とする。同札のときは、くじ引きを行って落札者を決定する。
- (3) 次に掲げる場合は、その者の入札を無効とする。
 - ア 公告に定める入札参加資格者に必要な資格のない者が入札を行ったとき。
 - イ 入札に際しての注意事項に違反した者が入札を行ったとき。
 - ウ 尾道市病院事業局契約規程（平成 24 年病院事業局管理規程第 36 号）、尾道市契約規則第 32 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合
- (4) 開札の結果、最低価格入札者を落札候補者として選定した後、落札者の決定を保留し、開札手続きを終了するものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき施行令、又は、

資格要件の確認の結果、入札を無効と決定された者を除いた入札者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、尾道市病院事業局契約規程、尾道市契約規則第33条の規定に基づき再度入札を行うものとする。

7 資格要件確認書類の提出

- (1) 開札手続きの終了後、落札候補者に対し、資格要件確認書類の提出を求めることができる。
- (2) 当該書類の提出を求められた落札候補者は、入札公告に定める提出書類を指定する期限までに提出しなければならない。
- (3) 資格要件確認書類の提出を求められた者が次の各号に該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなす。この場合においては、当該入札参加者に対し指名除外措置を行うことがある。
 - ア 尾道市病院事業管理者が定める期限までに全ての資格要件確認書類の提出をしない場合
 - イ 資格要件の確認のために総務人事課長が行った指示に従わない場合
 - ウ 提出した資格要件確認書類によって資格要件を満たしていることが確認できない場合
 - エ 提出した資格要件確認書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出された資格要件確認書類は、これを提出者に無断で使用しない。
- (5) 入札を無効とする旨の通知を尾道市病院事業管理者から受けた者は、その理由の説明を求めることができる

8 落札者の決定方法

- (1) 落札候補者の入札参加資格の審査を行い、その結果、資格要件を満たしていることが確認できるときは、その者を落札者として決定するものとする。
- (2) 落札候補者が資格要件を満たしていることが確認できない場合は、その者の入札を無効とし、入札を無効と決定された者を除いた最低価格入札者から資格要件確認書類を提出させ、同様の審査を落札者が決定するまで行うものとする。
- (3) (2) の場合において、入札を無効と決定された者を除いた最低価格入札者が二人以上あるときは、総務人事課において公正にくじ引きを実施し、一人の落札候補者を選定するものとする。なお、入札を無効と決定された者を除いた入札者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行うものとする。
- (4) 落札者を決定した場合は、当該入札参加者に対して、その旨を通知するものとする。

9 契約保証金

請負代金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、有価証券

等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険証券又は公共工事履行保証証券の提出により、契約保証金の納付を免除する。

1 0 その他

- (1) 入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。

1 1 仕様等に関する質問

(1) 仕様等に関する質問

尾道市立市民病院ホームページに掲載の様式により電子メールを用いて行うものとする。

(2) 質問の受付期間

令和8年9月25日（金）から10月5日（月）までとする。ただし、最終日は午後4時までに総務人事課へ到着した分までとする。

送付先 総務人事課 電話 （0848）－47－1155

電子メールアドレス byoin@city.onomichi.hiroshima.jp

(3) 質問への回答期間

令和8年9月28日（月）から令和8年10月8日（木）まで

(4) 回答の方法

尾道市立市民病院ホームページに掲載する。

1 2 その他（問合わせ先）

尾道市立市民病院総務人事総務係 担当：藤原

722－8503 尾道市新高山3丁目1170番地177

電 話 （0848）－47－1155（代表）

電子メールアドレス byoin@city.onomichi.hiroshima.jp